平成 20 年 7 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン銀行 代表者名 代表取締役社長

安斎 隆

(コード番号:8410)

問合せ先 取締役常務執行役員企画部長 二子石 謙輔

(TEL: 03-3211-3041)

(変更) ストック・オプション (新株予約権) の発行条件等に 関するお知らせの一部変更について

平成20年6月18日に公表いたしました「ストック・オプション(新株予約権)の発行条件等に関するお知らせ」について、新株予約権の募集事項のうち新株予約権の目的たる株式の種類及び数並びに新株予約権の総数に関する規定の文意の明確化を図るとともに新株予約権の行使期間及び割当て日を変更するため、平成20年7月18日開催の当社取締役会において、下記のとおり変更する旨決議(以下、「本修正決議」といいます)いたしましたので、お知らせいたします。

新株予約権の目的たる株式の種類及び数並びに新株予約権の総数の規定につき、従前の規定では、株式分割等の事由により付与株式数の調整がなされた場合に、新株予約権の目的たる株式の総数が調整を受ける一方、新株予約権の総数が調整を受けないことが必ずしも明確ではなかったため、本修正決議によりこれを明確化したものであります。従って、株式分割等の事由が生じない限り、新株予約権の行使によって発行される株式の総数(当社取締役に関し300株、当社執行役員に対し36株)に変更はありません。

記

【当社取締役に対する新株予約権の募集事項について】

(変更前)

1. 新株予約権発行の要領

(中略)

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式300株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付 与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切捨てるものとする。

(3) 新株予約権の総数

300個とする。

新株予約権1個につき目的である株式数(以下、「付与株式数」という)は、当社普通株式1株とする。

上記総数は、割当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

ただし、(2)により新株予約権の行使により発行する(発行に代えて自己株式を移転する場合を含む 以下同じ)付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(中略)

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に<u>(3)</u>に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月23日から平成50年7月22日までとする。

(中略)

(13) 新株予約権の割当て日

平成 20 年 7 月 22 日

(変更後)

1. 新株予約権発行の要領

(中略)

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付 与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切捨てるものとする。

(3) 新株予約権の総数

300 個とする。

<u>なお、</u>上記総数は、割当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(中略)

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に<u>(2)</u>に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年8月13日から平成50年8月12日までとする。

(中略)

(13) 新株予約権の割当て日

平成 20 年 8 月 12 日

【当社執行役員に対する新株予約権の募集事項について】

(変更前)

(中略)

2. 新株予約権発行の要領

(中略)

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式36株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付 与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切捨てるものとする。

(3) 新株予約権の総数

36 個とする。

新株予約権1個につき目的である株式数(以下、「付与株式数」という)は、当社普通株式1株とする。

上記総数は、割当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

ただし、(2)により新株予約権の行使により発行する(発行に代えて自己株式を移転する場合を含む 以下同じ)付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(中略)

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に<u>(3)</u>に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月23日から平成50年7月22日までとする。

(中略)

(13) 新株予約権の割当て日

平成 20 年 7 月 22 日

(変更後)

(中略)

2. 新株予約権発行の要領

(中略)

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付 与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切捨てるものとする。

(3) 新株予約権の総数

36 個とする。

<u>なお、</u>上記総数は、割当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(中略)

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に<u>(2)</u>に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年8月13日から平成50年8月12日までとする。

(中略)

(13) 新株予約権の割当て日

平成 20 年 8 月 12 日

以上